

空港レーダー作業班設置要綱

2025 年（令和 7 年）3 月 25 日

第 124 回規格会議決定

1. 設置

規格会議運営細則（以下「細則」という。）第 18 条の規定に基づき、空港滑走路上の異物を検知する空港レーダーに関する標準規格の維持改定及び関連技術に関する標準規格案等の作成を行うため、空港レーダー作業班（以下「作業班」という。）を設置する。

2. 審議事項

作業班は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 標準規格 ARIB STD-T123 の改定等の原案の作成
- (2) 空港レーダー及び関連技術に関する標準規格等の原案及び改定案の作成

3. 構成

- (1) 作業班は、細則第 19 条の規定に基づき構成する。
- (2) 作業班に、細則第 20 条の規定に基づき主任及び副主任を置く。

4. 設置期間

作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

5. 委任

作業班に関する必要なその他の事項は、作業班において別に定める。